

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
旭高等学校	<p>府立高等学校管理運営事業において、平成 30 年度期末の建設仮勘定に大阪府立旭高等学校蛍光灯取替等に係る支出 390,960 円を計上していた。</p> <p>これについて確認したところ、当該蛍光灯取替等に係る支出について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="421 638 1486 751"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>大阪府立旭高等学校 蛍光灯取替等</td> <td>429,840 円</td> <td>390,960 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※契約金額429,840円に、費用相当額38,880円を含む。</p>	年 度	契約件名	契約金額	未精算額	平成 30 年度	大阪府立旭高等学校 蛍光灯取替等	429,840 円	390,960 円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。</p> <p>また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の精算) 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号(府以外からの取得の場合に限る。)及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。</p>	<p>過年度の建設仮勘定精算は所属では行えないため会計局会計指導課に修正登録を依頼し、令和元年12月25日付けで修正登録が完了し、本資産勘定への精算が行われた旨の連絡を受けた。</p> <p>また、財産系処理については、財産活用課の指導のもと公有財産台帳の修正を行い、令和元年12月27日付けで登録処理が完了した。</p> <p>今後は、建設仮勘定の処理方法について、理解を深め、適正な事務処理を行う。</p>
年 度	契約件名	契約金額	未精算額								
平成 30 年度	大阪府立旭高等学校 蛍光灯取替等	429,840 円	390,960 円								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年10月1日から令和2年1月31日まで)